



東みよし町告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和4年2月7日付けで請求のあった「東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例の制定について」の議会の審議結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 4年 3月 7日

東みよし町長 松浦 敬治



1. 提出議案

議案第27号

東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例の制定について

2. 議決年月日

令和 4年 3月 4日

3. 審議の結果

否決